

# 博愛こども発達・在宅支援クリニック

## 虐待防止のための指針

### 1. 博愛こども発達・在宅支援クリニック（以下、「事業所」という。）における虐待防止に関する基本的な考え方

- (1) 事業所は利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、障がい者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年 6 月 24 日法律第 79 号）及び「障害者（児）施設における虐待の防止について」（平成 17 年 10 月 20 日障発第 1020001 号厚生労働省社会援護局障害保健福祉部長通知）に準じた取扱いをするとともに対策を講じます。
- (2) 虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、障害者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。
  - ①身体的虐待：利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
  - ②性的虐待：利用者にわいせつな行為をすること又は利用者にわいせつな行為をさせること。
  - ③心理的虐待：利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の利用者著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
  - ④放棄・放置：利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
  - ⑤経済的虐待：利用者の財産を不当に処分すること、その他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

### 2. 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

- (1) 虐待防止委員会の設置及び開催  
虐待発生防止に努める観点から虐待防止委員会（以下、「委員会」という。）を設置します。委員会は、年に 1 回以上開催し、次のことを協議します。
- (2) 虐待の防止のための指針の整備に関する事
- (3) 虐待の防止のための職員研修の内容に関する事

- (4) 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- (5) 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- (6) 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- (7) 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

### 3. 委員の構成

虐待防止委員会の構成は以下のとおりとする。

- (1) 院長（委員会の運営責任者を務めるものとする）
- (2) 児童発達支援管理責任者又は看護師（虐待防止担当者）
- (3) 保育士又は機能訓練担当職員
- (4) 事務員
- (5) その他 院長が必要と認めた者

4. 身体拘束等適正化委員会や、関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合があります。

5. 会議の実施にあたっては、テレビ会議システムを用いる場合があります。

### 6. 虐待防止のための職員研修に関する事項

- (1) 虐待防止のための職員研修を原則年1回および新規採用時に実施します。
- (2) 研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底します。研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し保存します。

### 7. 施設・事業所内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する事項

- (1) 職員等が、利用者への虐待を発見した場合、虐待防止担当者（児童発達支援管理責任者又は看護師）もしくは虐待防止責任者（院長）、更には、行政機関の担当窓口  
に報告します。
- (2) 虐待防止担当者は相談や報告があった場合には、報告者の権利が不当に侵害されな  
いよう注意を払い、虐待等を行った本人に事実確認を行い、必要に応じ、関係者か  
ら事情を確認します。
- (3) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であると確認された場合には、本人に対応の  
改善を求め、就業規則等にのっとり必要な措置を講じます。
- (4) 上記の対応を行ったにもかかわらず善処されない場合や緊急性が高いと判断される

場合は、市町村の窓口等外部機関に相談します。

- (5) 事実確認を行った内容や虐待等が発生した経緯を踏まえ、委員会において、当該において、当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知し事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。
- (6) 虐待等の発生後、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発虐待等の発生後、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を市町の行政機関に報告します。防止策を市町村の行政機関に報告します。

## **8. 虐待発生時の対応に関する事項**

虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。

また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

## **9. 成年後見制度の利用支援に関する事項**

利用者又はご家族に対して、必要に応じて利用可能な成年後見制度について説明し、求めに応じ、適切な窓口を案内する等の支援を行います。

## **10. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項**

本指針は、利用者や家族等が自由に閲覧できるように、施設・事業所内に常設し、また、ホームページに公表します。

## **11. その他虐待防止の推進のために必要な事項**

「虐待防止のための職員研修に関する事項」に定める研修のほか、外部機関により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

附則

本指針は令和4年4月1日より施行する。

<児童虐待に関する通報・相談事業所窓口及び行政機関>

区分	機関名	住所	電話番号	開設日数等
事業所の窓口	虐待防止担当者 津村 千恵 (児童発達支援管理責任者又は看護師)	米子市両三柳 1880 番地	0859-29-8010	月～金 8時30分 ～17時30分  ※土日、祝祭日、年末年始を除く
	虐待防止責任者 玉崎 章子 (博愛こども発達・在宅支援クリニック院長)			
通告・相談	児童相談所全国共通ダイヤル	—	189  0120-189-783	24時間受付 お住まいの地域の児童相談所につながります。
	福祉相談センター	鳥取市江津 318-1	0857-23-6080	月～金 8時30分 ～17時15分 ※児童虐待緊急を要する場合24時間受付
	倉吉児童相談所	倉吉市宮川 2丁目36	0858-23-1141	
	米子児童相談所	米子市博労町 4丁目50	0859-33-1471	
相談	児童家庭支援センター 米子みその	米子市上後藤 4丁目2-36	0859-21-5085	月～金 9時～18時 ※緊急時は24時間
	西部総合事務所 県民福祉局	米子市糺町 1丁目160	0859-31-9308	月～金 8時30分 ～17時15分 ※土日、祝祭日は除く
連絡・相談	こども相談課 家庭児童相談室	米子市錦町 1丁目139番地 3 ふれあいの里内	0859-23-5176	月～金 8時30分 ～17時15分
島根県連絡・相談	安来市健康福祉部子ども未来課(児童家庭相談窓口)	安来市安来町 878-2	0854-23-3222	月～金 8時30分 ～17時15分

＜障がい者虐待に関する通報・相談事業所窓口及び行政機関＞

区分	機関名	住所	電話番号	開設日数等
事業所の窓口	虐待防止担当者 津村 千恵 (児童発達支援管理責任者 又は看護師)	米子市両三柳 1880 番地	TEL 0859-29-8010 FAX 0859-29-8020	月～金 8時30分～17時30分 ※土日、祝祭日、年末年始を除く
	虐待防止責任者 玉崎 章子 (博愛こども発達・在宅支援クリニック院長)			
市町村	米子市障がい者虐待防止センター 米子市障がい者支援課内	米子市加茂町 1-1	TEL 0859-23-5545 FAX 0859-23-5393	月～金 8時30分～17時15分
	米子市役所代表番号 折り返し障がい者支援課担当者から連絡があります		TEL 0859-22-7111 FAX 0859-34-0099	夜間 17時15分～8時30分 土日・祝祭日
通 告 ・ 相 談 窓 口	境港市障がい者虐待防止センター 境港市役所福祉課福祉係	境港市上道町 3000	TEL 0859-47-1121 FAX 0859-42-5987 夜間 TEL 0859-44-2111	月～金 8時30分～17時15分 ※上記以外の夜間・休日は夜間 TEL 対応
	日吉津地域包括支援センター 日吉津村福祉保健課	西伯郡日吉津村 大字日吉津 872-15	TEL 0859-27-5952 FAX 0859-27-0903 夜間 TEL 0859-27-0211	月～金 8時30分～17時00分 ※上記以外の夜間・休日は夜間 TEL 対応
相 談 窓 口	大山町地域包括支援センター	西伯郡大山町 御来屋 467	TEL 0859-54-5207 FAX 0859-54-5087 夜間 TEL 0859-54-5201	月～金 8時30分～17時15分 ※上記以外の夜間・休日は夜間 TEL 対応
	南部町障がい者虐待防止センター 南部町福祉事務所	西伯郡南部町倭 482	TEL 0859-66-5522 FAX 0859-66-5523 夜間 TEL 0859-66-3111	月～金 8時30分～17時15分 ※上記以外の夜間・休日は夜間 TEL 対応

市 町 村 通 告 ・ 相 談 窓 口	伯耆町障がい者虐待防止 センター 伯耆町福祉課	西伯郡伯耆町 吉長 37 番地 3	TEL 0859-68-5534 FAX 0859-68-3866 夜間 TEL 0859-68-3111	月～金 8時30分～17時15分 ※上記以外の夜間・休日は夜間 TEL 対応
	日南町障がい者虐待防止 センター 日南町福祉保健課	日野郡日南町 生山 511 番地 5	TEL 0859-82-0374 FAX 0859-82-1027 夜間 TEL 0859-82-1111	月～金 8時30分～17時00分 ※上記以外の夜間・休日は夜間 TEL 対応
	日野町障がい者虐待防止 センター 日野町健康福祉課	日野郡日野町 根雨 101 番地	TEL 0859-72-0334 FAX 0859-72-1484 夜間 TEL 0859-72-0331	月～金 8時30分～17時15分 ※上記以外の夜間・休日は夜間 TEL 対応
	江府町障がい者虐待防止 センター 江府町福祉保健課	日野郡江府町 大字江尾 1717 番地 1	TEL 0859-75-6111 FAX 0859-75-6161 夜間 TEL 0859-75-2211	月～金 8時30分～17時15分 ※上記以外の夜間・休日は夜間 TEL 対応
	安来市障がい者虐待防止 センター 安来市役所 健康福祉部福祉課	安来市広瀬町広 瀬 1930-1	TEL 0854-23-3216 FAX 0854-23-3281 夜間 TEL 0854-23-3000	月～金 8時30分～17時15分 ※上記以外の夜間・休日は夜間 TEL 対応
障 が い 者 権 利 擁 護 セ ン タ ー 窓 口	<鳥取県> 西部総合事務所 県民福祉局 共生社会推進課	米子市糺町 1 丁目 160	TEL 0859-31-9301 FAX 0859-34-1392 夜間 TEL 0857-26-7111 (県庁代表)	月～金 8時30分～17時15分 ※上記以外の夜間・休日は夜間 TEL 対応
	<島根県> 島根県障がい福祉課	松江市殿町 2 番 地 (第二分庁舎 1 階)	TEL 0852-22-5723 FAX 0852-22-6687 夜間 TEL 080-5752-1745 (留守番電話)	